答申(個)第11号 平成23年(2011年) 2月8日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会 会長 道幸哲也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成22年11月5日付け札精セ第5934号をもって諮問のありました下記の件について、別紙 のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「異議申立人の医療保護入院にあたり 病院から出された文 書」の開示請求に対する一部開示決定処分に係る異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長(以下「諮問庁」という。)が行った「異議申立人の医療保護入院にあたり病院から出された文書」の開示請求に対する一部開示決定処分(以下「原決定」という。)は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成22年8月20日付けで札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、「異議申立人の医療保護入院にあたり 病院から出された文書」の開示請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 一部開示決定

本件請求に対し、諮問庁は、条例第16条第3号及び第7号ウに該当することを理由 として原決定を行い、平成22年9月1日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、平成22年9月6日付けで行政 不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき異議申立てをした。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件請求に対して諮問庁が行った原決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

以下の状況から、精神保健指定医(以下「指定医」という。)が患者の心身に悪影響を及ぼす恐れを懸念して、今後正確な記載をしなくなる恐れがあるなどの弊害はなく、条例第16条第7号ウに該当しない。

現在、病院とは別の精神科を受診している。

すでに 院長の診断書を見ている。

入院となった平成20年6月11日より前には 病院を受診しておらず、同日の 入院時から薬の投薬のためほとんど寝ている状態であった。

病院でカルテ等の開示を受けているが、記載内容が事実と異なっている。 精神科の通院歴があるということから家族にだまされて病院に連れていかれ、 暴れてもいないのに強制的に医療保護入院をさせられたことは納得できない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)は、 本件請求に対して非開示とした次の情報である。

「医療保護入院者(第33条第2項)の入院届」(以下「入院届1」という。)のうち次に掲げる部分

病名及びICDカテゴリー、医療保護入院の必要性、病状又は状態像の概要「医療保護入院者の入院届」(以下「入院届2」という。)のうち次に掲げる部分病名及びICDカテゴリー、生活歴及び現病歴、陳述者氏名、続柄、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、医療保護入院の必要性

2 本件対象個人情報を非開示とする理由について

条例第16条第3号の該当性について

本件対象個人情報のうち、入院届2中の「陳述者氏名」及び「続柄」は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため非開示とした。

条例第16条第7号ウの該当性について

本件対象個人情報のうち、入院届1中の「病名及びICDカテゴリー」、「医療保護入院の必要性」及び「病状または状態像の概要」並びに入院届2中の「病名及びICDカテゴリー」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」、「現在の状態像」及び「医療保護入院の必要性」は、診断を受けた者が精神障がい者であるかどうか、医療及び保護のために入院させなければその精神障がいのために自傷他害の恐れがあるかどうかについて記載するものである。

これらの情報は、指定医が患者の健康状態等を診察した内容であり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づく措置の基礎となる重要な情報であるため、適正かつ正確で詳細な記載が求められるものであり、開示を予定しないことにより、ありのままの記載がなされているものである。

これらの情報を開示するものとした場合、指定医が患者の心身に悪影響を及ぼすことを懸念して、今後正確な記載をしなくなり、札幌市精神医療審査会による審査業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、これらの情報を非開示とした。

なお、異議申立人の主張する、入院届1及び2を記載した指定医を現在は主治医 としていないことは、本号の該当性に関わるものではない。

また、異議申立人が見ていると主張する当該指定医の診断書はどのようなものか 不明であり、本号に該当しないと判断する理由がないものである。

異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、本件異議申立てに関わらない主張であり、 条例の解釈適用を左右するものではない。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を 踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び 利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決 定の妥当性について検討する。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して諮問庁が非開示とした次の情報であると認められる。

入院届1のうち次に掲げる部分

病名及びICDカテゴリー、医療保護入院の必要性、病状又は状態像の概要 入院届2のうち次に掲げる部分

病名及びICDカテゴリー、生活歴及び現病歴、陳述者氏名、続柄、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、医療保護入院の必要性

3 条例第16条第3号の該当性について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができ るものについては、ただし書ア、イ又はウに掲げる情報を除き、非開示とする趣旨 の規定である。

本件対象個人情報のうち、入院届2中の「陳述者氏名」及び「続柄」は、異議申立人以外の者の氏名及び続柄であり、開示請求者である異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当し、本号ただし書ア、イ又はウに該当する特段の事情は認められないことから、非開示が妥当である。

4 条例第16条第7号ウの該当性について

本号ウは、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政 法人が行う、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とする趣旨の規定である。

本件対象個人情報のうち、入院届1中の「病名及びICDカテゴリー」、「医療保護入院の必要性」及び「病状または状態像の概要」並びに入院届2中の「病名及びICDカテゴリー」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」、「現在の状態像」及び「医療保護入院の必要性」は、いずれも医療保護入院にあたり指定医が診断した結果の記録であって、本市が行う医療保護入院の要否審査事務に関する一連の診断等に係る情報である。

ところで、医療保護入院は、法第33条の規定に基づき、本人の同意なく行われる強制的な入院であることから、その要否の判定は、厳格・適正でなければならず、とりわけ医療保護入院者の入院届は、指定医が専門的見地から診断を行った結果の記録であり、その要否の審査にあたり非常に重要な情報であることから、正確かつ詳細に記録される必要がある。

また、当該入院届は、医師が患者の求めに応じて行う一般の診察による診断書とは 異なり、本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、指定医は、その内 容が本人に開示されないことを前提に記録を行っている。

仮に、これらの情報を開示することとした場合、指定医が本人の感情や反応を考慮して、今後、当該入院届を正確かつ詳細に記録しなくなる等の弊害が生じ、ひいては、本市の医療保護入院の要否審査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|---------------------------|---------------------------|
| 平成22年11月5日 | 諮問書及び諮問庁の個人情報一部開示理由説明書を受理 |
| 平成22年11月16日 | 異議申立人の意見書を受理 |
| 平成23年1月4日 | 異議申立人の追加意見書を受理 |
| 平成22年12月14日 (第84回審査会) | 審議(事案の経過・概要等) |
| 平成23年 1 月18日 (第86回審査会) | 諮問庁からの事情聴取及び審議 |
| 平成23年 1 月31日 (第87回審査会) | 審議 |
| 平成23年 2 月 8 日 | 答申 |